

報道関係者 各位

令和元年9月12日
【照会先】青森労働局職業安定部職業安定課
課長 前田 成是
地方職業指導官 久保田 智
電話 017 (721) 2000

～黒石市初のユースエール認定企業決定！～

【認定通知書交付式の取材依頼】

厚生労働省では、「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、月平均所定外労働時間の状況・有給休暇取得実績などが一定水準を満たしており、若者の雇用管理などが優良な中小企業を認定する制度（ユースエール認定制度）を平成27年10月から実施しています。

このたび、青森労働局（局長 ^{うけぞの} 請園 ^{きよと} 清人）では下記の企業をユースエール認定企業として認定しました。青森県における当該制度による認定企業は12企業となり、黒石市に所在する企業の認定は初めてとなります。

ユースエール認定企業になると、若者雇用促進法に基づく認定マークを付与され、当該認定マークを商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であることを対外的にアピールすることができます。

【認定通知書交付式】

1. 日時：令和元年9月18日（水）10：30～
2. 場所：青森労働局7階会議室（青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎7階）

* 当日の取材希望がございましたら、事前に職業安定課学卒係（017-721-2000）までご連絡願います。



【認定企業】

黒石ガス 株式会社（黒石市）

業種：ガス業

※ ユースエール認定基準や、認定を受けることによるメリットなどにつきましては、別添の資料を参照願います。



公共性のある事業を
40年以上営業して参りました。

事業内容 都市ガス供給
LPガス供給
ガス工事
ガス器具販売・修理

会社情報 036-0331 青森県黒石市八甲
7 4 番地 1 号

弘南鉄道黒石駅から徒歩20分

<http://kuroishigas-corp.hp.gogo.jp>

基礎データ

創業	従業員数	平均年齢	平均勤続年	役員・管理職の女性割合	
1969 年	18 人	43.2 歳	20.8 年	(役員) 0.0 %	(管理職) 0.0 %

働き方データ

有給休暇の平均取得実績	月平均所定外労働時間	育児休業取得状況 (直近3事業年度)	
11.0 日	0.7 時間	男性: 0 名	女性: 0.0 %

募集・定着状況

		前年度	2年度前	3年度前
募集状況	新卒者等 ¹	-	-	
	新卒者等以外 ²	-	-	
採用者数 (うち女性)	新卒者等	0 名(0 名)	0 名(0 名)	1 名(0 名)
	新卒者等以外	0 名(0 名)	0 名(0 名)	1 名(0 名)
離職者数 ³	新卒者等	0 名	0 名	0 名
	新卒者等以外	0 名	0 名	0 名

会社からのメッセージ

先輩社員から

専門的な知識を覚える事が多い仕事ですが、個人のスキルアップを応援してくれる職場です。わからない事は、どんどん聞いて下さい。

社長から

地域に根差した小さいマチの小さいガス会社として、ご家庭から業務用とライフラインの一つを担って参りました。「保安確保を第一に掲げお客様に信頼される誠実な企業をめざす」の社是を守り役職員とともに創業50周年を迎えました。これからも職員の成長と地域の発展に寄与したいと思っております。

求める人材像

- 常に安全安心を第一に考え行動できる人
- 非常時においても広い視野で冷静に対応できる人

人材育成のための制度

研修制度 あり	自己啓発支援制度 なし	社内検定 あり	メンター制度 なし	キャリアコン制度 なし
------------	----------------	------------	--------------	----------------

備考・補足情報

新入社員研修など外部研修を受講していただきます。業務上必要な資格取得に関しては一定基準内で全面的に助成しています。福利厚生について、催し物は全て会社負担です。「育児休業等制度あり」

見学等受入れ

インターン なし	職場見学 あり
-------------	------------

非正規雇用の職場情報⁴

採用情報

事業所番号: 0209-005127-9

[ハローワークインターネットサービス](#)もしくは
[最寄りのハローワーク](#)をご利用ください。

1 直近3事業年度において正社員として採用した新規学校卒業者、及び新規学校卒業者と同等の処遇を行う既卒者
2 1以外の者で、直近3事業年度において正社員として採用した35歳未満の者
3 当該年度に採用した者のうち、直近3事業年度に離職した者の数
4 非正規労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績についての自由記述欄

ユースエール認定企業一覧表

R01.08.27現在

No.	認定年月日	事業所名	主たる業種	代表者名	所在地
1	H29.1.25	特定非営利活動法人 おいらせサポートハウスKの家	障害者福祉事業	理事長 服部 知子	十和田市大字法量字焼山64-227
2	H29.10.17	山内土木 株式会社	一般土木建築工事業	代表取締役 山内 将邦	むつ市大湊新町37番12号
3	H29.10.30	特定非営利活動法人 あーど	児童福祉事業	理事長 大橋 淳子	五所川原市若葉3丁目4-3
4	H30.7.20	株式会社 リンクステーション	ソフトウェア業	代表取締役 大嶋 憲通	青森市長島1丁目6番6号 クロスタワーA-BAY 4階
5	H30.8.27	株式会社 野呂建設	土木工事業	代表取締役 野呂 佳代子	つがる市木造館岡稲葉140-2
6	H30.9.26	社会福祉法人 治省会	老人福祉・介護事業	理事長 長坂 良輝	西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢146-65
7	H30.9.28	社会福祉法人 鶴松会	老人福祉・介護事業	理事長 棟方 光秀	北津軽郡鶴田町大字廻堰字上野尻146番地1
8	H30.10.30	公益社団法人 三沢市シルバー人材センター	職業紹介業	理事長 高橋 博美	三沢市千代田町4丁目140-369
9	H31.3.5	株式会社 青森クリエイト	その他の非鉄金属製造業	代表取締役社長 菅原 晴夫	上北郡六ヶ所村大字尾駸字弥栄平1-110
10	R1.7.31	株式会社 脇川建設工業所	一般土木建築工事業	代表取締役 脇川 勇生	西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形2-10
11	R1.7.31	アークコンサル株式会社	土木建築サービス業	代表取締役 来海 伸博	青森市大字田茂木野字阿部野1-5
12	R1.8.27	黒石ガス 株式会社	ガス業	代表取締役社長 工藤 賢治	黒石市八甲74番地1号

若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。



<認定マーク>

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます。 ① キャリアアップ助成金 ② 人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金） ③ トライアル雇用助成金 ④ 特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）
5	日本政策金融公庫による融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から-0.65%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、平成30年8月10日現在（期間5年以内）：中小企業事業1.16%、国民生活事業1.81%です。 ※ 適用利率は、資金用途、返済期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html
6	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されました。 ※ 公共調達における加点評価の仕組みは、原則平成28年度中に開始。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められます。



Q どのような企業が認定企業になることができますか？

A 以下の認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

【認定基準】

1	学卒求人※ ¹ など、若者対象の正社員※ ² の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること
	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
	・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※ ³
	・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
	・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※ ⁴
	・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※ ⁵
4	右の青少年雇用情報について公表していること
	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数
	・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容
	・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※ ⁶
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※ ⁷
9	暴力団関係事業主でないこと
10	風俗営業等関係事業主でないこと
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと

※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。

※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※6 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※7 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。
（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）